

登米市復興推進計画

平成 28 年 1 月 5 日
宮 城 県 登 米 市

1. 計画の区域

登米市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、最大震度 7 を記録し、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、隣接する自治体の沿岸部等で 32 名の市民が死亡または行方不明となるほか、2 千棟を超える住家が半壊以上の被害を受けるとともに、多くの農業、商工業、公共施設等においても甚大な被害が発生した。また、東日本大震災に起因した福島第一原子力発電所事故に伴う影響が、市民生活や経済活動においても深刻な問題となっている。

こうした中、本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資を支援することによって、本市のみならず、沿岸部も含めた雇用機会を創出し、地域経済の活性化を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図るため、本市の中核的産業である輸送用機械器具製造業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するトヨタ東北株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本市迫町において設備増強を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における輸送用機械器具製造業は、本市の製造業における製造品

出荷額において、第3位となる中核的な産業である。その中でも本事業は、本市における輸送用機械器具製造業の出荷額の約97%及び従業者数の約43%を占める対象事業者が実施するものであり、今般の設備増強によりさらに63人の雇用を見込む等、本事業がもたらす経済効果や雇用効果は非常に大きなものである。また、本市は東日本大震災において津波等による著しい被害を受けた沿岸部からも200人以上の通勤者があり、本事業においても沿岸部からの雇用も計画していることから、本市の復興はもとより沿岸被災地の復興にも寄与するものとなっている。

これらのことから、本事業が計画の目標として掲げる「本市のみならず、沿岸部も含めた雇用機会を創出し、地域経済の活性化を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であるとともに、本計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

株式会社岩手銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の輸送用機械器具製造業の主要企業である対象事業者が設備増強を行うことによって、売上高の増加とともに地元企業との取引拡大などの経済効果が期待される。また、これらの効果は、本市のみならず沿岸被災地の雇用機会を創出し、地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本市、宮城県、株式会社七十七銀行、株式会社岩手銀行及び対象事業者を構成員とする登米市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。